

根拠法	名称、区分	手数料
建築 基準法	<b>○建築物確認申請等手数料</b>	
	※建築する場合：当該建築部分の床面積	
	※計画変更をして建築する場合：当該計画変更部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該部分の床面積）	
	※移転、大規模修繕、大規模模様替をする場合：当該部分の床面積の2分の1	
	※計画変更をして移転、大規模修繕、大規模模様替をする場合：当該部分の床面積の2分の1	
	(30㎡以内 確認の特例なし※)	16,000
	(30㎡以内 確認の特例あり※)	14,000
	(30㎡を超え100㎡以内 確認の特例なし※)	25,000
	(30㎡を超え100㎡以内 確認の特例あり※)	21,000
	(100㎡を超え200㎡以内 確認の特例なし※)	38,000
	(100㎡を超え200㎡以内 確認の特例あり※)	32,000
	(200㎡を超え300㎡以内)	51,000
	(300㎡を超える)	82,000
	<b>○建築物省エネ法 仕様基準適合審査手数料（建築物確認申請手数料に加算）</b>	
	一戸建ての住宅	7,500
	共同住宅	30,000
	<b>○町以外の確認を受けた建築物に係る計画変更申請、完了検査申請手数料に加算</b>	
	(30㎡以内 確認の特例なし※)	6,000
	(30㎡以内 確認の特例あり※)	4,000
	(30㎡を超え100㎡以内 確認の特例なし※)	14,000
	(30㎡を超え100㎡以内 確認の特例あり※)	10,000
	(100㎡を超え200㎡以内 確認の特例なし※)	27,000
	(100㎡を超え200㎡以内 確認の特例あり※)	21,000
	(200㎡を超え300㎡以内 確認の特例なし※)	39,000
	(200㎡を超え300㎡以内 確認の特例あり※)	31,000
	(300㎡を超える)	71,000
	<b>○建築設備確認申請等手数料</b>	
	(建築設備を設置する場合)	18,000
	(確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合)	12,000
	(町以外の確認を受けた建築設備の計画の変更をする場合)	19,000
	<b>○工作物確認申請等手数料</b>	
	(工作物を築造する場合)	17,000
	(確認を受けた工作物の計画の変更をする場合)	12,000
	(町以外の確認を受けた工作物の計画の変更をする場合)	18,000
	<b>○建築物完了検査手数料</b>	
	※建築する場合：当該建築部分の床面積	
	※移転、大規模修繕、大規模模様替をする場合：当該部分の床面積の2分の1	
	(30㎡以内 検査の特例なし※)	20,000
	(30㎡以内 検査の特例あり※)	15,000
	(30㎡を超え100㎡以内 検査の特例なし※)	24,000
	(30㎡を超え100㎡以内 検査の特例あり※)	18,000
	(100㎡を超え200㎡以内 検査の特例なし※)	32,000
	(100㎡を超え200㎡以内 検査の特例あり※)	22,000
	(200㎡を超え300㎡以内)	42,000
	(300㎡を超える)	68,000
	<b>○建築設備完了検査申請等手数料</b>	
	(建築設備の完了検査を申請する場合)	18,000
(町以外の確認を受けた建築設備の完了検査を申請する場合)	25,000	
(建築設備の計画の変更により、町の確認を受けた建築設備の計画に記載された建築設備を変更したことがある当該建築設備の場合)	19,000	
<b>○工作物完了検査申請等手数料</b>		
(工作物の完了検査を申請する場合)	14,000	
(町以外の確認を受けた工作物の完了検査を申請する場合)	20,000	
(工作物の計画の変更により、町の確認を受けた工作物の計画に記載された工作物を変更したことがある当該工作物の場合)	15,000	

根拠法	名称、区分	手数料
建築 基準法	○仮使用認定申請手数料	130,000
	○仮設興行場等建築許可申請手数料	130,000
	○道路位置指定申請手数料	74,600
	○建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	50,000
	○総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料 (建築物の数が1又は2のもの)	94,400
	(建築物の数が3以上のもの)	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	○既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 (建築物の数が1のもの)	94,400
	(建築物の数が2以上のもの)	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	○同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 (建築物の数が1のもの)	94,400
	(建築物の数が2以上のもの)	94,400円に2を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算した額
	○一の敷地内とみなす建築物認定又は許可取消申請手数料	16,200円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算した額
	○一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	69,500
	○既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の接道制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000
	○既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の道路内の建築制限適用除外範囲認定申請手数料	70,000